

平成26年度

「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」
公募要領

平成26年6月

文部科学省

1. 委託事業名

高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム

※本事業は「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業（委託事業）による一プログラムである。

2. 委託事業の背景・趣旨

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、我が国経済が新たな成長軌道に乗って一層の発展を期するためには、国内市場又は国際市場における成長産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野（以下「成長分野等」という）において、各企業等の成長を牽引し支える高度な人材が不可欠となっている。

このため、この「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」は、大学が産業界等と協働して、社会人を対象に、そのキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・能力を修得するための大学院教育プログラムを開発し、その成果を全国の大学に普及することにより、大学院教育（修士課程レベル）における社会人学び直しを推進することを目的とする。

3. 委託内容の概要

大学と産業界等が協働し、次の（１）～（５）の過程を経て、以下のような、社会人の学び直しのための大学院修士課程レベルの特別な教育課程又は学位プログラム（以下「特別の教育課程等」という。）を開発・実証し、成果を全国に発信する。

- （１）成長分野等における産業界等のニーズ把握・分析
- （２）「上記（１）」を踏まえた高度人材養成のための目標設定・共有
- （３）特別な教育課程等の開発等に必要な人的・物的資源の把握
- （４）特別な教育課程等の開発・実証（評価手法も併せて開発）
- （５）特別な教育課程等の実証とその結果の反映（産業界等における活用促進・評価等）

4. 委託対象となる事業

大学院を設置する大学（※１）が、産業界等と協働し、社会人（※２）を対象とした高度人材（※３）養成のための優れた特別の教育課程等を開発・実証及び普及するため、以下の（１）～（４）に掲げる条件を満たす取組を委託事業とする。

（１）特別の教育課程等の開発

- ①(a)学位プログラム、(b)履修証明プログラム、(c)大学独自の修了証等((a)及び(b)を除く。)を与える体系的なプログラムのうち、いずれかの教育課程を開発する取組であること。【体系的な教育課程】
- ②対象分野は、国内市場又は国際市場における成長分野等であること。なお、この成長分野等には、出産育児等により一時的にキャリアを変更又は中断した女性の活躍が期待される分野（医療など）も考えられる。【成長分野、女性の学び直し】
- ③特別の教育課程等の計画内容が具体的かつ体系的に計画されていること。以下に掲げ

る事項は必ず含むものとする。【教育課程の具体的・体系的な計画】

- (A) プログラムの名称・目的
- (B) 修得すべき能力
- (C) 教育内容（授業科目等）
- (D) 教育方法
- (E) 授業期間
- (F) 総時間数・単位数
- (G) 履修資格
- (H) 成績評価方法・基準
- (I) 修了要件
- (J) 担当教員計画
- (K) ファカルティ・ディベロップメント

④上記③の「(B) 修得すべき能力」については、産業界等からのヒアリング及びデータ等の把握・分析に基づいて、修得すべき能力が具体的かつ明確に目標設定されていること。【ニーズ把握・分析と修得能力の明確化】

⑤上記③の「(C) 教育内容」は、大学院修士課程レベルに相当するものであること。【修士課程レベル】

⑥上記③の「(C) 教育内容」及び「(D) 教育方法」は、社会人が「修得すべき能力」を身につけることができる実践的かつ効果的な内容及び方法が体系的に構想されていること。【実践的な能力が身につく体系的な教育課程の編成】

⑦上記③の「(C) 教育内容」及び「(D) 教育方法」には、プログラム修了者が、特別の教育課程等の修得を通じた能力の向上により、企業等においてキャリアアップして高度人材として活躍することが見通すことができる教育内容及び教育方法が構想されていること。【修了者のキャリアアップの実現可能性】

⑧上記③の「(J) 担当教員計画」においては、企業等の勤務経験があり、大学院修士課程レベルの教員に相応しい優れた業績を有する実務家教員の登用を行うこと。【実務家教員の登用】

⑨授業を担当する教員（実務家教員を含む）全員が、産業界等のニーズや開発する教育課程の内容を共有し、共通理解を持って教育課程等の開発を推進できるよう、適切な教員体制を構築し、効果的なファカルティ・ディベロップメントを実施すること。【教員体制とFD】

⑩女性を含め社会人が学びやすくなるための具体的な配慮（例えば、授業期間、開講時間帯や授業実施場所への配慮のほか、必要に応じてeラーニングの活用や託児サービスの実施など）が計画されていること。【女性を含む社会人向けの配慮】

⑪産業界等からの受講生派遣予定数等のニーズを把握・分析して、社会人の受講者・入学者の見込み数を算出すること。なお、②において女性の学び直しを主な目的とする事業を提案する場合は、社会人の受講者・入学者の見込み数のうち女性の比率を明記すること。【受講者見込み数の算出】

(2) 開発された特別の教育課程等の実証・普及

- ①産業界等や他大学の協力を得て、開発された特別の教育課程等を実証し、その結果を反映して教育課程等の改善を行うこと。【**実証・改善の実施**】
- ②開発した特別の教育課程等を他大学へ普及するとともに、産業界等において修了者を活用・評価するための取り組みが計画されていること。【**普及計画**】

(3) 産業界等との組織的・実質的な連携の確保

- ①教育研究における産学連携の実績や産学連携のための推進体制（産学連携推進本部など）を有しており、その実績や推進体制を活用及び充実させて、社会人向けの特別の教育課程等を産学協働で開発・実証・普及する取組となっていること。【**産学連携の実績及び体制と発展性**】
- ②特別の教育課程等を共同で開発するため、産業界等との「協議の場」及び産学の双方の実務レベルのメンバーで構成する「プログラム開発委員会」を設置すること。【**協議の場とプログラム委員会の設置**】
- ③大学と産業界等とのコストシェア（役割分担）の考え方を明確にした上で、産業界等からの支援（特別の教育課程等の開発・実証・普及への参画、実務家教員の発掘・派遣、受講生の派遣、教材となるノウハウ、設備の使用や実習の場等の提供等その他財政的な支援）が徹底されていること。【**産学の役割分担の明確化、産業界支援の徹底**】
- ④企画提案書の提出に当たっては、企業等の参画意思と具体的な支援内容を示す書類を添付すること。【**企業の意思確認等書類の添付**】

(4) 事業の適切性・継続性

- ①新たな特別の教育課程等を開発する取組であること。これまでの大学への補助金（大学改革推進等補助金等）で支援した取組の場合においても、その成果を基にした新たな教育課程等の開発であること。【**教育課程の新規性**】
- ②委託期間内に開発・実証・普及を実現できる適切な年度実施計画を作成すること。【**年度計画の適切性**】
- ③事業全体の検証・改善が図られる体制を構築すること。【**評価体制の確保**】
- ④事業終了後も、開発された特別の教育課程等の実施を継続すること。【**継続性**】
- ⑤事業期間中の受講料又は授業料は、事業終了後もこれらの収入により採算がとれることを見通した適切な金額が設定されていること。【**受講料又は授業料の設定**】
- ⑥他の委託費・補助金等を受けている場合、その実施事業等との仕分けが明確となっていること。大学への補助金による経費措置を受けている事業又は受ける予定のある事業と同一又は類似の事業を提案することはできない。【**他の委託費・補助金との重複排除**】
- ⑦複数の大学が共同して提案することはできないが、他大学への普及を推進する観点から、開発・実証に関する業務のうち一部を他大学に再委託し、当該大学と連携して事業を実施することは可とする。【**単独提案が原則**】【**再委託は可**】

※1 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学。

※2 社会人には、職に就いている者（給料等の経常的な収入を得る仕事に就いている者）、経常的な収入を得る仕事から退職した者、又は主婦・主夫のいずれも含むものとする。

※3 「高度人材」とは、高度な専門的知識・技術・能力を身に付け、大規模な組織の中やある職業活動領域において、新しい課題等に対し、責任を持って解決に導くマネジメント能力やイノベーションの創出に必要な資質等に基づき業務を遂行する人材

「高度人材を担う業務レベルのイメージ」

業務レベル	担当内容
8	ある職業活動領域における新規かつ不明瞭な問題に対し、技術革新的な解決法や手法を発展させる。
7	ある職業活動領域における予測不可能かつ頻繁に変化する問題を処理し、責任を持ってプロセスを制御する。
6	ある職業活動領域において専門的で幅広い課題や問題に対し企画、処理、評価し責任を持ってプロセスを制御する。
5	大規模組織の責任者として、広範かつ総合的な知識等基礎に、組織マネジメントを行う。
4	中小規模組織の責任者として、専門的な知識等を基礎に組織のマネジメント等を行う。
3	・チームリーダーとして、実践的・専門的な知識等を基礎に、業務遂行を主導するとともに、業務のマネジメント等を行う。 ・チームリーダーとして、実践的・専門的な知識等を基礎に、豊富な専門性の高い業務経験を生かして、高度の業務遂行や困難事項への対応を行う。
2	グループやチームの中心メンバーとして、実践的・専門的な知識等を基礎に、創意工夫を凝らして自主的な業務を遂行する。
1	専門的な知識等を有する担当者として、上司の指示・助言を踏まえて通常の定業的業務を確実に遂行する。

↑
高度人材
↓
↑
中核専門人材
↓

出典:文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進について
—平成26年度基本方針—」

5. 企画提案者及び実施体制

- 企画提案は、上記「3. 事業の内容」を実施することが可能な大学院を設置する大学の学長が、支出負担行為担当官（高等教育局長）あてに行うものとする。なお、本事業は、学長あるいは委託先の規定に基づく者と支出負担行為担当官（高等教育局長）が委託契約を締結する。
- 学長は、企画提案した事業全体に責任を持つ。
- 委託された事業の運営を実質的に総括し、プログラムの実施に関して責任を持つ提案大学の常勤の教員（副学長、研究科長又はこれらに相当する産学連携本部長等。）1

名を、「プログラム責任者」とする。また、プログラム責任者の下で、プログラムの企画・運営を実質的に総括する、常勤の教員（教授に相当する者）1名を、「プログラムコーディネーター」とする。なお、「プログラム責任者」と「プログラムコーディネーター」が同一者でも可とする。

6. 選定件数

選定件数は全体として15件程度とする。ただし、提案の状況等により予算の範囲内において調整を行うことがある。

7. 提案件数の上限

1つの大学が提案できる件数の上限は2件とする。

8. 実施期間等

- (1) 実施期間は3か年度を限度とし、予算成立を条件として複数年期間の委託を行うものとする。
- (2) 委託期間は、原則として委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。なお、委託契約は年度毎に締結するものとする。
- (3) 当該年度の全体予算の状況や各大学の取組状況によっては、次年度以降の計画の変更、又は委託の廃止を行うことがある。
- (4) 大学は、委託期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を提案時に策定すること。

9. 事業規模

- (1) 委託契約の事業規模は13,000千円（初年度・年間）程度とする。
- (2) 「(a)学位プログラム」は授業料を徴収するものとする。「(b)履修証明プログラム」及び「(c)大学独自の修了証等」は受講料を徴収するものとする。
- (3) 徴収した受講料又は授業料は本事業における経費の支出に充当するものとする。
- (4) 受講料又は授業料の単価は事業内容や支援期間終了後の継続性を勘案の上、適切な単価の設定及び規模の提案を行うこと。
- (5) 受講料又は授業料以外に、社会人学生から施設修繕費等の特定の経費に充てることを目的として、別の費用を徴収しても差し支えないものとする。
- (6) 委託契約額は、予算の範囲内で調整する場合がある。
- (7) 委託契約の事業規模に近い額を計上している事業と、事業規模に満たない少額の事業では有利・不利の差はない。

10. 企画提案書の提出に必要な資格に関する事項

- (1) 支出負担行為担当官（高等教育局長）から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」において、管理運営不適正等により前年度減額又は不交付の措置を受けた大学でないこと。

(3) 学生募集停止中の大学ではないこと。

11. 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

本公募要領の「様式1（企画提案書）」（一部再委託する場合は様式4を添付）及び提案内容の概要を簡潔に示す資料として「様式1（別紙1）」、プログラム責任者及びプログラムコーディネーターの参考資料として「履歴書」、産業界等との連携に関する「企業の意味確認等書類」を作成し、提出すること。

(2) 提出方法等

「様式1」を他の様式とともに紙媒体（21部（押印した原本を1部、写し20部）及び電子媒体により提出すること。

①紙媒体の用紙サイズはA4縦判、横書きとする。

②原本は、他の様式とともにそれぞれ着脱可能なクリップ等により、左上留めすること。また、写しは、他の様式とともにそれぞれホッチキスにより、左上留めすること。可能であれば両面印刷が望ましい。

③電子媒体は該当する全ての様式のデータ及びデータをPDF形式へ直接変換し、（様式1）、（様式4）、（様式1）（別紙1）、「履歴書」、「企業の意味確認等書類」の順に1つに合わせたファイルを、1つのフォルダに保存して、提出すること。（「誓約書（別紙）」を除く。）

※フォルダの件名は次のとおりとすること。

【提案者名】（H26 高度）企画提案書等

（例：【学校法人〇〇 ●●大学】（H26 高度）企画提案書等

※CD-R 本体のラベル表紙には、提案者名、事業名称及び「H26 高度」と印字又は記載すること。

④提出にあたっては、「企画提案書提出時チェックシート」を確認すること。

⑤郵送中の事故等については、文部科学省は一切の責任を負わないものとする。

(3) 企画提案書の提出期限等

提出日時：平成26年7月24日（木）（10時から正午まで及び13時から17時まで）の期間内に、文部科学省に提出すること。

また、郵送する場合は、封筒に「高度人材養成のための社会人学び直しプログラム企画提案書在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出日時に必ず着くようにすること。

提出先：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省13階 13F1会議室

(4) その他

①企画提案書は、提出後の差替えや訂正は認めない。また、提出された企画提案書について不備がある場合、選定の対象とされないことがある。

②企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

12. 誓約書の提出等

- (1) 企画提案書を提出する者は、支出負担行為担当官（高等教育局長）が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙）を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書あるいは委託契約書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官（高等教育局長）が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

13. 選定方法等

(1) 選定方法

文部科学省に設置されたプログラム委員会において、提出された企画提案書に基づき、審査を実施する。

(2) 審査基準

別添『「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」の審査方法等について』のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、選定結果を通知する。

14. 日程

(1) 公募開始 : 平成26年6月17日(火)

(2) 公募締切 : 平成26年7月24日(木)

(3) 審査 : 平成26年7月下旬～

※ 審査は、提出された提案書類による「書面審査」及び「面接審査」の二段階審査を行い、選定事業を決定する。なお、面接審査は、8月下旬から9月上旬頃に行う予定であり、面接対象となった大学については、別途プログラム委員会よりその旨の連絡を行う。提案書類等の内容について責任をもって対応できるよう、学長、事業担当者等は準備しておくこと。

(4) 選定結果の通知 : 平成26年9月上旬

(事業計画書の再提出 : 平成26年9月下旬の予定)

(5) 契約締結 : 平成26年9月下旬以降の予定

(6) 契約期間 : 契約締結日から平成27年3月31日(火)

※ 上記スケジュールは予定であり、変更されることがある。

15. 事業の実施

(1) 選定された実施大学は、提案書類の構想に即した事業計画書を作成し、毎年度、文部科学省に提出すること。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

(2) 文部科学省は、事業計画書について所要の調整を行い、調整後に提出された事業計画書をもとに契約を行う。

なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合意に至らない場合には契約締結を行わない場合がある。

- (3) 実施大学は、事業計画書に基づき事業の実施及び経費の支出を行うほか、毎年度、事業が終了した日（契約を解除した日を含む）から10日以内もしくは3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書及び収支精算書、及び成果物、その他文部科学省が必要と認める資料を提出すること。

16. 事業の評価等

- (1) 文部科学省及びプログラム委員会により年度途中に進捗状況の確認を行うために必要な報告を求め、必要に応じて実地調査を行う場合がある。また、企画推進委員会により年度途中に進捗状況の確認を行うために必要な報告を求め、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。なお、進捗状況の確認等の結果、委託事業を行う教育研究組織として不適当と認められる場合は、次年度の契約締結を行わない場合又は委託契約額の減額を行う場合がある。

《不適当の定義》

- ①受託機関が、法令、要綱、委託契約の内容又は法令若しくは委託要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反すること
 - ②受託機関が、委託費を本事業以外の用途に使用すること
 - ③受託機関が、委託事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をすること
 - ④受託機関が、委託事業にかかる教育研究を行う者として不適当と認められること
- (2) 全ての委託事業について、プログラム委員会により平成27年度後半に中間評価を実施する。中間評価の結果は、次年度の委託契約額を決定する際に反映するとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、次年度の契約締結を行わない、又は委託契約額の減額を行う場合がある。
- (3) 決定した企画内容等については、文部科学省、企画推進委員会、プログラム委員会の意見により変更を求めることがある。

17. 事業の公表

- (1) 公募締め切り後、提案大学名を公表する予定としている。また、選定された大学については、概要等についても公表する予定である。
- (2) 本事業の趣旨・目的等を踏まえ、選定された大学は、各年度の成果報告、特別の教育課程等の内容、経過、成果、シラバス等を各大学のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行うこと。

16. その他

- (1) 事業の実施に当たっては、法令、契約書等を遵守し、文部科学省と十分な連絡調整を図り実施すること。
- (2) その他公募要領に定めのないことについては、委託要綱・運用指針による。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係

TEL:03-5253-4111(内線 3334)、 FAX:03-6734-3387

E-mail:daikaika@mext.go.jp